



先日年度末退職者を対象とした「退職事務説明会」がありました。その説明であった今年度末、退職した先生の退職手当・老齢厚生年金・退職後の医療保険制度・諸給付についてお知らせします。

退職手当について

退職手当とは・・・ 職員が長期間勤務したことにより払われる報奨金で、県が全額負担するもの。(自分が掛金を払っているものではありません)

〈計算式〉○定年退職の場合

$$\text{退職手当額} = \text{退職時の給料月額} \times \text{退職手当支給率} + \text{調整額}$$

* 退職時給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

○定年前早期退職者に対する特例措置の場合

$$\text{退職手当額} = \text{退職時給料月額} \times \{1 + (0.03) \times (\text{定年年齢} - \text{退職日の属する年度末における年齢})\} \times \text{退職手当支給率} + \text{調整額}$$

* 年度末59歳の者の加算率は0.02

* 特例措置を適用する退職者は、次の要件を全て満たす退職者であること。

- ア 退職事由 勸奨、公務上の傷病、公務上の死亡又は整理退職
- イ 勤続期間 20年以上(在職期間から休業期間等を除算したもの)
- ウ 年 齢 年齢45歳に達する年度の初日から59歳に達する年度の末日までの退職であること。

〈退職手当から控除されるもの〉

- (1) 所得税 及び復興特別所得税
- (2) 住民税(ア 県民税 イ 市町村民税)
- (3) 1月～4月の間に退職した者の給与所得に係る住民税の残額
- (4) 共済組合・互助会貸付金の未償還金

【参考】今年度末定年退職される方の退職手当額例(説明会資料より抜粋 38年勤務高校教諭)

- 退職時の給料月額 421,700円
- 教職調整額(給料月額の4%) 16,868円
- 退職手当の調整額区分 第6号 27,100円

【退職計算式】

$$\begin{aligned} 438,568円 \times 49.59\text{月分} + (27,100円 \times 60\text{月}) &= \underline{23,374,587円} \\ \text{控除額(所得税)} &70,806円 \\ \text{(県民税)} &55,400円 \\ \text{(市町村民税)} &83,200円 \\ \text{(給与所得にかかる住民税 仮定)} &79,200円 \\ \text{差引口座振替額} &\underline{\underline{約23,085,981円}} \end{aligned}$$



